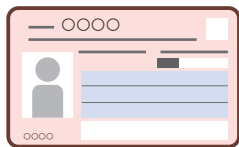


使っていますか?

マイナ保険証

詳しくは
こちら



令和6年12月2日より、新規の健康保険証は発行されず、マイナンバーカードを健康保険証として利用する「マイナ保険証」を基本とする仕組みへと移行しました。

医療機関等の受診の際は、「**マイナ保険証**」をぜひご利用ください。

利用は
カンタン!

医療機関・薬局の窓口でマイナンバーカードを使って受付※

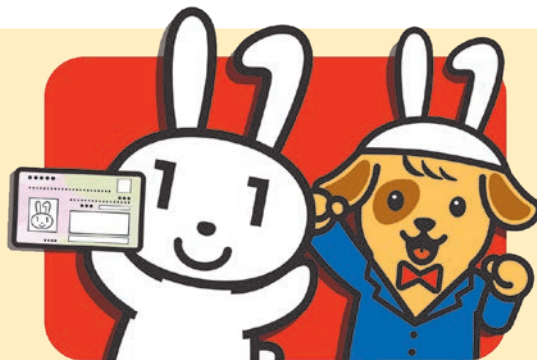
※事前にマイナポータル等で利用登録が必要です

《受付方法》

顔認証付カードリーダーにマイナンバーカードを置く

本人認証を行う（顔認証・暗証番号）

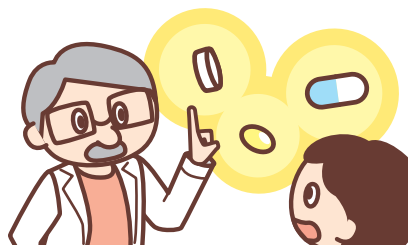
各種情報提供の同意選択をする



マイナ保険証でできること

診療・薬の情報や特定健診結果が医師・薬剤師と共有できるので、重複検査・重複投薬のリスクが減少!

※医師や薬剤師へのデータ提供に同意した場合



入院等で医療費が高額になりそうな場合の事前の手続き（限度額適用認定証発行手続き）が不要!

医療機関窓口での1か月のお支払いが自己負担限度額までとなります



マイナポータルから医療費通知情報を入力して、医療費控除の確定申告がカンタン・便利に!

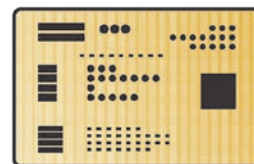


! 事業主の皆さまへのお願い

資格取得届・被扶養者異動届を提出する際は、マイナンバーを記載して**就職後5日以内**に日本年金機構へご提出ください。

マイナンバーを記載してください。

マイナ保険証をお持ちでない方で、資格確認書の発行を希望される方はこちらにチェックをしてください。



資格確認書:プラスチック製

※マイナンバーの記載がない場合、マイナ保険証が使用できるようになるまでに時間を要する場合があります。

従業員の皆さまの生活習慣病予防をサポートします

健康サポート

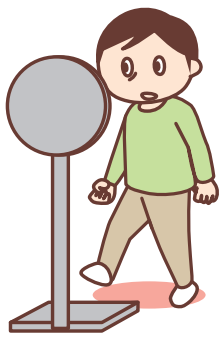
特定保健指導を利用しましょう!

健診を受けた後の行動こそが大切です!

詳しくは
こちら



健診 (年に1回)



生活習慣の改善が
必要と判断されたら...



医療機関への受診が
必要と判断されたら...

特定保健指導 (健康サポート)

健診結果に基づき、「メタボリックシンドローム」のリスクのある方を対象にした**無料**の健康サポートです。

健康に関するセルフケアができるように、健康管理の専門家である保健師・管理栄養士が寄り添ってサポートいたします。



医療機関への受診

事業所
ご担当者さま
へのお願い

- 事業所にご案内が届けましたら、対象となった従業員さまが特定保健指導（健康サポート）を受けられるように、日程調整・面談場所の確保等にご協力をお願いいたします。
- ICT（スマホやタブレット等を用いた通信技術）を活用した遠隔面談も実施しています！
- 土日や業務時間外での実施も対応できる場合がありますので、協会けんぽ千葉支部までご相談ください。

提出前に
チェック!

申請書の作成は
届書・申請書
作成支援サービス
をご活用ください!

パソコンで申請書を作成する際に「届書・申請書作成支援サービス」をご利用いただくと、必要事項を入力した届書・申請書を作成することができます。

- メリット1 記入項目の説明を参照しながら入力できます!
- メリット2 記入漏れ等を自動でチェックします!
- メリット3 再提出の手間が少なくなって便利!

●「届書・申請書作成支援サービス」ご利用の流れ

※PDF ファイルを開く際は、各種 Adobe Reader を指定してください。

1

協会けんぽの
ホームページに
アクセス

2

「申請書（入力用）」
PDF を保存

3

PDF に必要事項を
入力し、印刷（※）

4

協会けんぽへ
郵送

詳しくは
こちら



全国健康保険協会 千葉支部
協会けんぽ

〒260-8645 千葉市中央区新町3-13
日本生命千葉駅前ビル2階

☎ 043-332-2811

※令和7年1月6日から電話番号が変更しております

営業時間 平日 8:30~17:15



申請書はすべて
協会けんぽのホーム
ページからダウン
ロードできます



公式LINEアカウ
ント始めました!
友だち募集中!!

これからは
医療を受けるなら
マイナンバーカード。

保険証は、マイナ保険証へ。

